

実施機関 珠洲市長

諮問日 令和元年12月10日

答申日 令和2年3月13日

事件名 区長の氏名、住所の不開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨は、不開示決定がなされた珠洲市内の全区長の氏名、住所を公開する旨の決定を求めるものである。その理由として、市の行政の一端を司る区長と話し合いを持つためなどとしている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、珠洲市情報公開条例第7条第1号の非公開情報に該当するため、開示できないとしている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、令和元年12月10日、本件につき、諮問を受け、その後、委員間において適宜連絡を取り合い、審議を行った。

第5 審査会の判断の理由

- 1 珠洲市情報公開条例第7条(1)では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものにつき、非公開情報と定めているところ、区長の氏名、住所は、明らかにこれに該当する。

なお、同号の非公開情報について、珠洲市情報公開条例第7条(1)ウにおいて、「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情

報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」が非公開情報から除外されている。しかしながら、まず、区長が地方公務員に該当するものとは言い切れず、また、仮に地方公務員に該当するとしても、単なる区長の氏名といった情報については、「職務の遂行に係る情報」であるとはいえない。したがって、非公開情報から除外されるべき情報に該当するものとは認められない。

2 また、珠洲市情報公開条例第7条(3)では、法令等により公にすることができないと認められる情報も非公開情報と定められている。珠洲市個人情報保護条例第7条では、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについて、当該実施機関以外の者への提供が禁止されているところ、区長の氏名、住所については、珠洲市個人情報保護条例によって公にすることができないと認められる情報であるといえる。したがって、珠洲市情報公開条例第7条(3)の非公開情報にも該当するといえる。

3 以上により、第1記載のとおり、不開示決定は妥当である。